

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び財政措置の拡充等を図ること。

2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

また、現在行われている各種統計調査については、調査項目の精査やA Iの活用などにより調査事務を省力化し、調査員の確保や活動環境の整備等を図るとともに、公表の仕方についても見直しを図ること。